

令和8年度 敦賀市結婚新生活支援事業のご案内

敦賀市では、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々を後押しするため、本市での新生活に向けた住居の取得費用や賃借費用等を支援します。



対象世帯

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること
- ③ 夫婦の所得を合わせて500万円未満であること※

※所得は、申請時における最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額

※奨学金を返還している場合は、世帯の所得から年間返済額を控除

対象経費

令和8年4月1日から申請日までの間に支払った、結婚に伴う市内の住居の取得、リフォーム、賃借にかかる費用、引越しにかかる費用

住宅取得費用	建物の購入費
リフォーム費用	建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費
住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引越し費用	引越業者又は運送業者に支払う費用

補助限度額

1世帯当たり**30万円**

(夫婦双方の年齢が29歳以下の場合、1世帯当たり**60万円**に拡大)

※**早婚夫婦支援事業**について

結婚に伴う新生活のスタートアップに向けた更なる支援のため、結婚新生活支援事業の対象となる世帯のうち、婚姻日における年齢が夫婦の双方又は一方が**29歳以下の夫婦**に対し、支援金**30万円**を給付します。

詳しくは、敦賀市役所 子育て政策課までお問い合わせください。

手続き方法は、裏面をご確認ください。

お問い合わせ 敦賀市役所 子育て政策課
電話 0770(22)8125
メール kosodate-seisaku@ton21.ne.jp



支給要件

- (1) 申請時に、夫婦の双方又は一方の**住民票の住所が市内の当該住居の住所**となっていること
- (2) 申請時に、夫婦ともに**市指定の講座等※**を実施していること **(NEW)**
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) 市等が行う当該事業の**アンケート調査に協力**すること 等

※指定講座の詳細は、チラシ下部に 記載の市HPを参照ください。

申請方法

指定の申請書に必要な事項を記入のうえ、次の必要書類を添付し、市役所子育て政策課まで提出してください。

申請期限：令和9年2月26日（金）まで

※令和9年2月27日～同年3月31日に婚姻予定の方は、申請期限までにご相談ください。

(必要書類)

- 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
 - 世帯の住民票
 - 申請者及び配偶者の所得証明書
 - 申請者及び配偶者の納税証明書
 - ・市指定講座の受講等を実施したことが分かる書類（講座資料、参加費領収書等）
 - ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
 - ・住宅手当等支給証明書（住居を賃借している場合）
 - ・入居対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
 - ・入居対象となる住居の請負契約書の写し（住居を新築又はリフォームした場合）
 - ・入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
 - ・住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用を支払ったことを証する書類（領収書等の写し）
- ※**上記○の4点**は、市がこの補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、申請者及び配偶者の戸籍、住民票、所得、市税等の納付状況について確認することに同意される場合は、添付不要です。※**転入時期等により添付の省略ができない場合があります。**なお、本籍が敦賀市以外の方は、原則、婚姻を証明する書類は省略できません。
- ※申請書類は、市役所子育て政策課（1階9番窓口）にお申し出いただくか、敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」からダウンロード可能です。詳しくは、子育て政策課までお問い合わせください。

